

議員提出議案第7号

給付型奨学金制度の創設を含めた奨学金制度の拡充を求める意見書

国の現行の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生等に貸与した学資の返還金を次世代の奨学金の原資に充てて運営されています。しかし、国立大学や私立大学の授業料の高止まりなどを背景に、平成28年度に見込まれる同制度の利用者数は全学生等の約4割に当たる約132万人に上る一方、卒業後の厳しい経済的状况などから、奨学金の返還に悩む人が少なくありません。

そのような中、政府は、本年6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、奨学金の返還が不要な「給付型奨学金制度」の創設に向けて検討することを盛り込みました。

また、OECD（経済協力開発機構）に加盟する34か国のうち、国による給付型奨学金制度が設けられていないのは、日本とアイスランドだけとなっています。

よって、国においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生等が安心して勉学に励むことができる奨学金制度の拡充に向け、以下の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

- 1 学ぶ意欲のある若者が、経済的理由で進学等を断念することがないように、奨学金制度や授業料減免制度を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成29年度を目途に給付型奨学金制度を創設すること。
- 2 奨学金の貸与基準を満たし、貸与を希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を実現するため、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の貸与の条件を満たしているにもかかわらずこれを受けることができない「残存適格者」の問題を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯の学生等に係る無利子奨学金の成績基準を撤廃し、進学のための拡充を図ること。
- 4 返還月額が卒業後の所得に連動する新たな所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既に返還を開始している者等への適用も推進すること。あわせて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年10月21日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	高野秀樹
	同	上三信彰
	同	山崎章
賛成者	さいたま市議会議員	帆足和之
	同	高柳俊哉
	同	井上伸一
	同	神田義行